

佐賀県現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第41号

佐賀県現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和37年佐賀県規則第91号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

現業職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	128,600	180,700	202,800	251,100	281,400
	2	129,500	182,300	204,300	252,300	283,400
	3	130,500	183,800	205,700	253,400	285,200
	4	131,500	185,300	207,000	254,800	287,100
	5	132,500	186,700	208,300	255,700	289,000
	6	133,500	188,300	209,800	257,000	290,800
	7	134,500	189,700	211,200	258,200	292,500
	8	135,500	191,100	212,600	259,400	294,500
	9	136,300	192,500	214,000	260,600	296,200
	10	137,400	193,800	215,700	261,800	298,000
	11	138,400	195,100	217,300	263,000	299,800
	12	139,500	196,200	218,700	264,200	301,600
13	140,300	197,400	220,000	265,300	303,200	

14	141,300	198,600	221,600	266,500	305,000
15	142,300	199,700	223,100	267,500	306,600
16	143,400	200,800	224,400	268,600	308,100
17	144,500	201,900	225,500	269,700	309,700
18	145,700	203,000	226,300	270,900	311,400
19	146,900	204,000	227,300	272,100	313,100
20	148,100	205,100	228,300	273,100	314,800
21	149,300	206,100	229,200	274,100	316,200
22	150,500	207,200	230,600	275,200	317,600
23	151,700	208,300	231,900	276,300	319,000
24	152,900	209,300	233,100	277,500	320,500
25	154,200	210,300	234,600	278,500	322,000
26	155,700	211,200	235,900	279,600	323,500
27	157,200	211,900	237,200	280,700	324,900
28	158,700	212,800	238,600	281,800	326,300
29	160,200	213,700	239,800	282,900	328,000
30	161,700	214,900	241,000	284,000	329,200
31	163,200	216,000	242,300	285,000	330,500
32	164,700	216,900	243,700	286,000	331,700
33	166,300	217,600	244,800	286,900	332,900
34	168,100	218,800	246,100	287,800	333,800
35	169,900	219,900	247,300	289,000	334,900
36	171,800	221,200	248,500	290,100	336,000
37	173,600	222,200	249,900	290,800	337,100
38	175,300	223,400	251,200	291,700	338,200
39	177,100	224,600	252,500	292,600	339,300

40	178,800	225,700	253,800	293,600	340,300
41	180,400	226,800	255,000	294,500	341,300
42	181,900	228,000	256,300	295,500	342,300
43	183,300	229,100	257,500	296,500	343,300
44	184,700	230,200	258,800	297,400	344,400
45	186,200	231,200	259,700	298,100	345,300
46	187,700	232,400	260,900	299,000	346,300
47	189,100	233,500	262,100	300,000	347,300
48	190,500	234,600	263,200	300,900	348,300
49	191,800	235,700	264,400	301,600	349,200
50	193,100	236,800	265,700	302,200	350,200
51	194,200	238,000	266,900	302,900	351,100
52	195,400	239,200	267,900	303,700	351,900
53	196,500	240,300	269,000	304,300	352,700
54	197,600	241,300	270,100	305,200	353,500
55	198,800	242,200	271,400	305,900	354,300
56	199,900	243,300	272,600	306,600	355,000
57	201,000	244,300	273,600	307,300	355,800
58	202,000	245,300	274,600	308,000	356,600
59	203,000	246,300	275,700	308,800	357,400
60	204,000	247,200	276,800	309,500	358,100
61	205,200	248,200	277,900	310,100	358,800
62	206,100	249,200	279,000	310,900	359,500
63	207,000	250,100	280,000	311,600	360,200
64	207,900	251,000	281,100	312,300	361,000
65	208,600	251,900	282,000	312,800	361,600

66	209,400	252,700	282,900	313,300	362,100
67	210,200	253,500	283,700	313,900	362,600
68	211,000	254,200	284,500	314,500	363,100
69	211,400	255,100	285,400	315,100	363,500
70	212,000	255,700	286,200	315,500	
71	212,300	256,300	287,000	316,100	
72	212,900	256,800	287,700	316,600	
73	213,400	257,000	288,600	316,900	
74	214,000	257,400	289,300	317,400	
75	214,600	257,900	290,100	317,900	
76	215,500	258,400	290,900	318,300	
77	215,700	259,000	291,500	318,500	
78	216,400	259,400	292,000	318,800	
79	217,000	260,000	292,500	319,100	
80	217,600	260,500	292,900	319,400	
81	218,300	260,800	293,300	319,700	
82	218,900	261,100	293,800	320,000	
83	219,500	261,400	294,300	320,300	
84	220,200	261,700	294,800	320,600	
85	221,000	261,900	295,200	320,800	
86	221,600	262,100	295,800	321,200	
87	222,200	262,400	296,400	321,600	
88	222,900	262,700	297,000	321,800	
89	223,400	262,900	297,300	322,000	
90	224,000	263,100	297,800	322,300	
91	224,600	263,500	298,300	322,600	

92	225,200	263,700	298,700	322,900
93	225,600	264,000	299,200	323,100
94	226,100	264,400	299,700	323,400
95	226,700	264,700	300,200	323,700
96	227,200	265,000	300,700	323,900
97	227,800	265,200	301,000	324,100
98	228,300	265,600	301,400	324,400
99	228,800	265,800	301,900	324,700
100	229,300	266,100	302,400	324,900
101	229,900	266,400	302,800	325,100
102	230,400	266,600	303,200	
103	230,900	266,900	303,500	
104	231,500	267,200	303,800	
105	231,900	267,400	304,100	
106	232,500	267,600	304,500	
107	233,000	267,900	305,000	
108	233,400	268,100	305,400	
109	233,600	268,400	305,700	
110	234,000	268,700	306,100	
111	234,500	269,000	306,500	
112	235,000	269,200	306,800	
113	235,400	269,400	307,000	
114	235,900	269,700	307,300	
115	236,400	269,900	307,600	
116	236,900	270,100	307,800	
117	237,200	270,400	308,000	

	118	237,700	270,700	308,300		
	119	238,100	271,000	308,600		
	120	238,500	271,400	308,800		
	121	238,900	271,500	309,000		
	122		271,800	309,300		
	123		272,100	309,600		
	124		272,400	309,800		
	125		272,500	310,000		
	126		272,800	310,400		
	127		273,100	310,700		
	128		273,400	310,900		
	129		273,500	311,100		
	130		273,800	311,400		
	131		274,100	311,700		
	132		274,400	311,900		
	133		274,500	312,100		
	134		274,800			
	135		275,100			
	136		275,400			
	137		275,500			
再任用職員		195,800	207,100	225,900	247,000	278,300

(佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成22年佐賀県規則第27号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 第3項から第5項まで(第3項第3号を除く。)の規定による切替えが行われた職員(以下「切替職員」という。)で、その者の受ける給料月額が次の各号に定める額のうちいずれか高い額(以下「経過措置基礎額」という。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「経過措置額」という。)を給料として支給する。</p> <p>(1) 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成23年佐賀県規則第47号)による改正後の佐賀県現業職員の給与に関する規則別表第1に掲げる給料月額で、切替日の前日に切替職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給に対応するもの</p> <p>(2) 平成18年3月31日において切替職員が受けていた給料月額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成21年佐賀県規則第62号。以下「平成21年改正規則」という。)附則第2項の職員 <u>100分の99.1</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ アに掲げる職員以外の職員 <u>100分の99.34</u></p> <p>9～11 略</p> <p>12 前項の規定により平成27年4月1日に受けることとなる職務の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 第3項から第5項まで(第3項第3号を除く。)の規定による切替えが行われた職員(以下「切替職員」という。)で、その者の受ける給料月額が次の各号に定める額のうちいずれか高い額(以下「経過措置基礎額」という。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「経過措置額」という。)を給料として支給する。</p> <p>(1) 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成23年佐賀県規則第47号)による改正後の佐賀県現業職員の給与に関する規則別表第1に掲げる給料月額で、切替日の前日に切替職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給に対応するものに、<u>100分の99.935を乗じて得たもの(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</u></p> <p>(2) 平成18年3月31日において切替職員が受けていた給料月額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成21年佐賀県規則第62号。以下「平成21年改正規則」という。)附則第2項の職員 <u>100分の99.036</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ アに掲げる職員以外の職員 <u>100分の99.275</u></p> <p>9～11 略</p> <p>12 前項の規定により平成27年4月1日に受けることとなる職務の</p>

改正前	改正後
<p>級及び号給に対応する給料月額が次の各号に定める額のうちいずれか高い額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) 平成27年3月31日に受けていた給料月額に100分の93を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成18年3月31日に受けていた給料月額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の93を乗じて得た額</p> <p>ア 平成21年改正規則附則第2項の職員 <u>100分の99.1</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>100分の99.34</u></p> <p>13 略</p>	<p>級及び号給に対応する給料月額が次の各号に定める額のうちいずれか高い額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) 平成27年3月31日に受けていた給料月額に<u>100分の99.935</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の93を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成18年3月31日に受けていた給料月額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の93を乗じて得た額</p> <p>ア 平成21年改正規則附則第2項の職員 <u>100分の99.036</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>100分の99.275</u></p> <p>13 略</p>

第3条 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第3条 切替日の前日から引き続き現業職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成22年佐賀県規則第27号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第11項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定により定められた職務の級及び号給（切替日に昇格した職員については、当該昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給）を切替日の前日に受けていたものとみなした場合の給</p>	<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第3条 切替日の前日から引き続き現業職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成22年佐賀県規則第27号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第11項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定により定められた職務の級及び号給（切替日に昇格した職員については、当該昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給）を切替日の前日に受けていたものとみなした場合の給</p>

改正前	改正後
<p>料月額)に達しないこととなるものには、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>料月額)に100分の99.935を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。
(平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置について、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第40号)附則第3条に規定する減額改定対象職員に相当する職員は、平成28年4月1日において現業職給料表の適用を受ける職員とする。